

# 伊佐市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月28日(月) 午前9時00分から11時00分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (13人)

## 農業委員

- |      |       |
|------|-------|
| 1番委員 | 7番委員  |
| 2番委員 | 9番委員  |
| 3番委員 | 10番委員 |
| 4番委員 | 11番委員 |
| 5番委員 | 12番委員 |
| 6番委員 |       |

## 農地利用最適化推進委員

- |        |         |
|--------|---------|
| 2番推進委員 | 8番推進委員  |
| 3番推進委員 | 9番推進委員  |
| 5番推進委員 | 10番推進委員 |
| 6番推進委員 | 13番推進委員 |
| 7番推進委員 | 14番推進委員 |
|        | 15番推進委員 |

4. 欠席委員 (1人)

## 5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 5番委員 6番委員

- 第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について  
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第5号「非農地証明願」について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和7年度 第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長お願いします。

議長 皆様おはようございます。新しく出発の農業委員さん推進委員さん、不慣れな活動で4月1日より始まっているのですが、むこう3年間令和10年の3月31日までが、任期となっておりますからよろしく願いいたします。私も不慣れなことがいっぱいありますので、また、間違いもあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。田植え前の準備で色々な形で忙しいかと思いますが、怪我のないよう5月6月は行動をして、いろいろな仕事が入ってきます。怪我の無いよう健康に気を付けて頑張りたいと思います。それと、朝晩今の時期は冷えます十分気を付けて活動を行ってください。今日は一つよろしくお願いします。

議長 議事録署名委員を指名いたします。4番農業委員さん、5番農業委員さんよろしくお願いします。

皆様にはお願いですが、総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 諸般の報告、事務局お願いします。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから5ページで、全20件の解約のうち中間管理事業解約が2件です。

報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番につきまして、去る4月9日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

番号1番の申請人 TKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は41歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字新町2397、地目は畑、地積は1064㎡で、伊佐市立田中小学校から北西に約0.6kmに位置しています。申請地は自宅に併設しており、農機具の出入りがしやすい位置に農機具倉庫192㎡を建設するとのことでした。申請書類として、農地利用目的変更届、及び農業用生産施設届、全部事項証明書、地籍図、配置図が添付されております。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。以上で報告終わります。

議 長 事務局より報告が終わりました。委員の皆様から何かありませんでしょうか。

質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 無しということです。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について、事務局お願いいたします。

事 務 局 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る貸借についてご説明いたします。

9ページ総括表をご覧ください。期間は10年で、面積は43,457㎡、利用権を設定するものの数が8名、設定を受ける者の数が7名です。土地の詳細につきましては資料の7ページから8ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。議案第1号について事務局から、報告のとおり決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 議案第1号は事務局の報告のとおり決定することにいたします。

議長 10ページの議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号1番から25番まで一括で報告をお願いしますが、先ほどありました通り、3番まで報告を終わって、4番委員が退席後に4番担当の6番委員に報告してもらいます。

それでは、番号1番、3番農業委員お願いいたします。

3番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る4月23日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 TYさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は52歳であります。

譲渡人 MRさんは、愛知県豊橋市に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北宮前2932番4、地目は田で1,790㎡で、売買でございます。現地はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具などは完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と判断いたします。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 整理番号2番、10番農業委員お願いいたします。

10番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号2番について、去る4月22日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市菱刈市山2400番2に居住され、年齢は41歳であります。

譲渡人 NHさんは、伊佐市菱刈川北2955番地に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字イ牟田527番1ほか2筆、地目は全て田で地積は3筆合計で、4,579㎡です。本人の希望による売買であります。農業従事者は5名で通作距離は約5kmくらいで、現況はよく管理されている農地であります。経営意欲はあり、農機具などは完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番、9番農業委員お願いいたします。

9 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、 整理番号3番について、去る4月23日に現地調査を行いましたので、9 番が報告いたします。
	申請人 KSさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は63歳であり ます。
	譲渡人 STさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は92歳です。
	譲受人の農業従事者は2名で通作距離は約0.5kmくらいで、現況はよ く管理された水田です。以前より譲受人が耕作されていました。経営意欲 はあり、農機具などは完備されており、以上のような理由により、当申請 は農地法第3条第2項に該当しないと思われまますので許可相当と思われ ます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してありま す。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終 わります。
3 番 農 業 委 員	議長、番号1番の修正をお願いします。 譲渡人を1名で申し上げましたが、共有名義であるので、申請人は2名 でありました。TKさんと兵庫県にお住まいの方との共同名義とのこと で、修正させてください。
議 長	ここで、1から3番まで終わりましたので、委員の皆さんにお諮りいた します。3番までご意見ございませんか。
	(「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということですので、3番までは決定いたします。
議 長	4番に入りますが、4番推進委員が利害関係人ですので農業委員会等 に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議が 終わるまで退席をお願いいたします。 (4番推進委員退席)
議 長 6 番 農 業 委 員	4番の報告を6番委員お願いいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、 整理番号4番について、去る4月18日に現地調査を行いましたので、6 番が報告いたします。
	申請人 HKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は44歳です。
	譲渡人 FKさんは、始良郡湧水町北方に居住する市外住民です。申請 地は伊佐市大口山野字垣内2084番1ほか1筆で、地目は田が1筆と畑が 1筆で、地積は2筆合計で2,585㎡で、贈与であります。
	農業従事者は1名で、通作距離は約0.5kmくらいで、現況はよく管理

された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されており、以上の理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 4番報告が終わりましたので、委員のご意見・質問はございませんか。  
（「なし」という声、多数あり。）  
（ここで4番推進委員の入室）

議長 11ページをご覧ください。整理番号5番の報告を1番委員願いいたします。

1番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての、整理番号5番について、去る4月25日に現地調査を行いましたので、1番委員が報告いたします。

申請人 YYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は69歳です。

譲渡人 KKさんは、佐賀県三養基郡基山町けやき台4丁目10番13に居住され、年齢は72歳市外住民です。

申請地は伊佐市菱刈下手字中通1660番2ほか4筆、5筆合計4,533㎡です。地目は田で、現況はよく管理された田です。申請人に確認しましたところ、隣の田との畔が取り払われ、1枚の田として耕作されているところもあります。作物が飼料用作物ということで、畜産農家からの依頼もあったそうです。調査当日は、イタリアンライグラスが青々と波打っておりまました。菱刈小学校の北西2.5kmの位置にあり、所有権移転売買です。農業従事者は申請人夫婦の2名で、通作距離は約1kmほど、経営意欲はあり、トラクター2台、田植え機のほか、コンバインなどそろえてあります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、など必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議長 整理番号6番の報告を11番農業委員願いいたします。  
11番農業委員 農地法3号の報告をします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号6番について、去る4月25日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 NMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は69歳です。

譲渡人 KKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は65歳です。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字大迫324番1ほか1筆で、地面積は2筆合計

で 2,521 m<sup>2</sup>です。売買です。農業従事者は 11 名で、通作距離は約 1.3 k mで、現状はよく管理された畑です。経営意欲はあり、農機具などは完備されており、このような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7 番・8 番は譲受人が同一でございますので、一括で 2 番農業委員お願  
いします。

2 番 議長第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、  
農業委員 整理番号 7 番と 8 番について、去る 4 月 23 日に現地調査を行いましたの  
で、2 番が報告いたします。

申請人 HF さんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は 87 歳です。

譲渡人 MM さんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は 75 歳です。

申請地は伊佐市大口牛尾字大宮司 839 番、地目は田、地面積は 2,951 m<sup>2</sup>で所有権移転売買であります。続きまして、8 番譲渡人 IK さんは、伊佐市大口元町に居住され、年齢は 77 歳です。

申請地は伊佐市大口牛尾字豆潰 1535 番、地目は田、地積 1,614 m<sup>2</sup>の売買であります。農業従事者は 5 名で、通作距離は整理番号 7 番が約 3 k m、整理番号 8 番が約 1 k mで、現況は 2 筆ともよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 番号 9 番・10 番は譲受人が同じでございますので、一緒に報告をお願  
いします。9 番農業委員。

9 番 議長第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、  
農業委員 整理番号 9 番について、去る 4 月 20 日現地調査を行いましたので、9 番  
が報告いたします。

申請人 HK さんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 68 歳です。

譲渡人 HY さんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 88 歳です。  
二人は親子の関係です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字曾源寺原 3109 番 5 ほか 7 筆、地目は畑、現況も畑で地積は 405 m<sup>2</sup>です。同じく字島崎 2694 番 1、地目は田の 890 m<sup>2</sup>、同じく字島崎 2701 番 2 地目は畑、現況は田の 1,390 m<sup>2</sup>、同じく字島崎 2705 番 2 地目は畑、現況は田で 1,059 m<sup>2</sup>です。同じく字島崎 2705 番 3 地目は

田、現況は田 986 m<sup>2</sup>、同じく青木元 2741 番 3 地目は畑、現況も畑の 124 m<sup>2</sup>です。同じく青木元 2768 地目は田、現況も田の 1,735 m<sup>2</sup>です。同じく島崎 2693 番 1 地目は田、現況は田の 668 m<sup>2</sup>です。合計田 4 筆、4,279 m<sup>2</sup>、畑 4 筆 2,978 m<sup>2</sup>ですが、現況は田 6 筆 6,728 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 529 m<sup>2</sup>、合計 7,257 m<sup>2</sup>で贈与であります。請け人は田畑 18,024 m<sup>2</sup>を耕作されています。農業従事者は 1 名で、通作距離は多くて 1 km くらい、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

9 番 農業委員 続きまして整理番号 10 番について、去る 4 月 20 日現地調査を行いましたので、9 番が報告いたします。

申請人 HKさんは、先ほどと一緒にございます。

譲渡人 HTさんは、伊佐市菱刈に居住され、年齢は 87 歳です。二人は親子の関係です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字島崎 2705 番 4、地目は田、地積は 450 m<sup>2</sup>で、贈与であります。農業従事者は 1 名で、通作距離は約 1 km くらい、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 11 番、1 番農業委員お願ひいたします。

1 番 農業委員 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 11 番について、去る 4 月 24 日現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は 43 歳です。

譲渡人 KKさんは、佐賀県三養基郡基山町けやき台に居住され、年齢は 72 歳市外住民です。

申請地は伊佐市菱刈下手字須川 1899 番で、地目は田、面積は 997 m<sup>2</sup>です。現況はよく管理された田です。菱刈小学校の北西 2.5km 程の位置にあります。所有権移転売買です。農業従事者は申請者夫婦の 2 名です。通作距離は 4 km ほど時間にして 10 分の距離にあります。経営意欲はあり、トラクタ 2 台、田植え機など必要な農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない

と思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書など必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議長  
4番  
農業委員

整理番号12番、4番農業委員お願いいたします。  
議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号12番について、去る4月23日現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 Y Tさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は40歳です。

譲渡人 N Yさんは、始良市加治木町反土に居住の市外住民であります。

申請地は菱刈前目字ウツキ田988番で、地目は田地積は3,186㎡、他3筆全て地目は田で合計8,263㎡で、所有権移転売買であります。農業従事者は1名で、通作距離は字ウツキ田が約5km、字大山口の3筆は約1kmほどで、現況は良く管理された耕作地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と判断いたしました。添付書類として全部事項証明書、住民票の写しなど添えてあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長  
5番  
農業委員

番号13番、5番農業委員お願いします。  
議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号13番について、去る4月23日、現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 O Kさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は64歳です。

譲渡人 T Mさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は67歳です。

申請地は伊佐市大口曾木字高木792番ほか2筆、地目は畑、地積は1,597㎡で売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付されています。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

5番  
農業委員

整理番号14番について、去る4月23日に、現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 A Mさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は72歳です。

譲渡人 TMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は67歳です。  
申請地は伊佐市大口曾木字富塚 829 番ほか3筆で、地目は畑、地積は2,347㎡で売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は1kmで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議長 14番まで合わせて報告をいただきました。整理番号15番、1番農業委員をお願いします。

1番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号15番について、去る4月24日、現地調査を行いましたので、私1番委員が報告いたします。

申請人 MSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は39歳です。

譲渡人 TYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は64歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字馬頭水流番 5223 ほか3筆、合計4筆で面積合計8,492㎡です。現況はよく管理された畑です。境界の畔が取り払われ一枚の畑として耕作されているところもあります。調査当日もイタリアンライグラスがなびいておりました。菱刈小学校の南西0.9キロほどの位置にあります。所有権移転売買です。農業従事者は申請人夫婦の2名です。通作距離は1kmほど時間にして1分の位置にあります。経営意欲はあり、トラクター等の必要な農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書など必要書類のほか、大塚佐文行政書士事務所宛ての委任状が添付されています。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議長 整理16番、4番農業委員をお願いします。

4番農業委員 議案第2号整理番号16番について、去る4月23日現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 YTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は40歳です。

譲渡人 MYさんは、伊佐市菱刈前目に居住、年齢は83歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字石ヶ丸 3393 番1ほか4筆で、地目は全て田で、地積は合計7,444㎡で、所有権移転売買です。農業従事者は1名で、通作距離は1.5kmで、現況は良く管理された耕作地であります。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。以上のような理由により、当

申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と判断いたしました。添付書類として全部事項証明書などが添付されております。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長  
7 番  
農 業 委 員

整理番号 17 番、7 番農業委員お願いします。  
議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 17 番について、去る 4 月 18 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。  
申請人 NKさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は 57 歳です。  
譲渡人 I Jさんは、大阪府四條畷市薮屋新町に居住され、市外住民で 76 歳です。  
申請地は伊佐市大口大島字ナラノ木 304 番 1 で、地目は田で、地積は 908 m<sup>2</sup>で贈与です。農業従事者は 1 名で、通作距離は 1 km で、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。

議 長  
3 番  
農 業 委 員

整理番号 18・19 番は受人が同一人です、いっしょにお願いします。3 番農業委員。  
合わせて 20 番も私の担当なので合わせて報告させてください。  
18 番について、去る 4 月 23 日に調査しましたので報告いたします。  
受人 TDさんは、伊佐市菱刈荒田に居住されています。  
渡人 TAさんは、静岡県御殿場市神山に居住される市外の住民の方です。  
申請地は伊佐市菱刈前目馬頭水流 5273 番 2 ほか 1 筆です。地目はどちらも畑で、地積は合わせて 2,328 m<sup>2</sup>で、売買の案件です。現地はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。以上のような理由により、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付されております。

3 番  
農 業 委 員

続きまして 19 番について報告いたします。同じく 4 月 23 日に現地調査をしています。  
受人 TDさんは、先ほど申し上げた住所でございます。  
渡人 HOさんは、霧島市横川町上ノに居住される市外の住民の方で

す。

申請地は伊佐市菱刈前目馬頭水流 5273 番 1 で、地目は畑、地積 797 m<sup>2</sup> で、売買です。現地はよく管理された農地です。以上のような理由によりまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われます。許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付しております。

3 番  
農業委員

続きまして 20 番について報告いたします。去る 4 月 23 日に調査しております。

受人 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住されています。

渡人 TEさんは、始良市三拾町に居住される市外の住民の方です。

申請地は伊佐市菱刈川北西山 3764 番 1 です。地目は田で、地積は 437 m<sup>2</sup> 売買の案件です。現地はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議 長  
7 番  
農業委員

整理番号 21 番、7 番農業委員願ひします。

議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 21 番について、去る 4 月 18 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。

申請人 STさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は 84 歳です。

渡人 YIさんは、伊佐市大口元町に居住され、年齢は 72 歳です。

申請地は伊佐市大口下殿字竹下 835 番 125 ほか 1 筆の 2 筆で、地目は畑で、地積は 2 筆合計で 924 m<sup>2</sup> で売買です。農業従事者は 2 名で、通作距離は約 1 km で、現況は非耕作地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長  
2 番  
農業委員

整理番号 22 番、2 番農業委員願ひいたします。

議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 22 番について、去る 4 月 23 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。

申請人 YRさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 30 歳です。

譲渡人 TMさんは、鹿児島市薬師に居住される市外住民であります。

申請地は伊佐市大口目丸字川脇 13 番 6、地目は田、地積は 163 m<sup>2</sup>の贈与であります。農業従事者は 3 名で、通作距離は約 0.3 k m で、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長  
5 番  
農 業 委 員

整理番号 2 3 番、5 番農業委員お願ひします。  
議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号 2 3 番について、去る 4 月 23 日に、現地調査を行いましたので、5 番が報告いたします。

申請人 H 福祉会は、伊佐市大口曾木にあります。

譲渡人 AA さんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は 89 歳です。

申請地は伊佐市大口曾木字杉馬場 2916 番ほか 3 筆で、地目は田、地積は 2,573 m<sup>2</sup>で贈与であります。農業従事者は 5 名で、通作距離は約 2 k m で、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項第 1 号のただし書きによる例として許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議 長  
4 番  
農 業 委 員

整理番号 2 4 番、4 番農業委員お願ひします。  
議案第 2 号整理番号 2 4 番について、去る 4 月 24 日現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。

申請人 YK さんは、始良市永池町に居住される市外住民であります。

譲渡人 MY さんは、菱刈前目に居住、年齢は 83 歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目 3605 番、地目は田、地積は 2,013 m<sup>2</sup>で、売買であります。農業従事者は 1 名で、通作距離は約 1 k m 以内で、現況は良く管理された耕作地です。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と判断いたしました。添付書類として全部事項証明書、住民票の写しなどが添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長

整理番号 2 5 番は 2 番委員が譲受人のため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願ひします。

7 番 農 業 委 員	<p>(2番農業委員退席)</p> <p>25番は7番委員お願いします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定のうち、整理番号25番について、去る4月18日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 THさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は61歳です。</p> <p>譲渡人 YMさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は68歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口大田字稻荷ノ下2215番・2216番、地目は田で、地積は2筆合計2,076㎡で売買です。農業従事者は2名で、通作距離は約0.7km位で、現況はよく管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました、委員の皆さん質問ご意見などございませんか。</p> <p>(なしの意見多数)</p> <p>なしということですので、番号25番について許可することについて農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>許可となりました。</p> <p>(2番農業委員入室)</p>
議 長	<p>5番から24番まで許可する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>許可が決定しました。</p> <p>1番から25番までの報告が終わりましたので、全員で許可ということでご発表します。よろしく願いいたします。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
議 長	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について10番農業委員お願いします。</p>
1 0 番 農 業 委 員	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定ならび許可についてのうち、整理番号1番について、去る4月23日、11番委員と、12番委員と私10番委員で申請人 NTさんの立会いのもと共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。</p>

申請人 NTさんは、菱刈南浦に居住されており、年齢は90歳です。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字日ノ丸2027番1で、地目は畑、地積は1,351㎡です。農地区分は資料のページの17のとおり、現在農振除外申請中のため、許可後農用地区農地となり、転用目的は植林、杉30本であり南側は非農地です。申請地の所在地は本城小学校から東西南北に約4kmの位置にあり、南側は非農地、東側は山林、北側も林、西側は道路であり周囲に与える影響はないと考えます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書が提出されており、調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。ここで委員の意見・質疑を伺います。なにかございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ここで農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手決定いたします。整理番号1番は決定いたしました。

議長 整理番号2番、6番委員お願いいたします。

6番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定ならび許可についてのうち、整理番号2番について、去る4月23日、4番委員と、5番委員と私6番委員で申請人 MHさんの立会いのもと共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口里に居住し、年齢は67歳です。

申請地の所在地は、伊佐市大口平出水字野首967番で、地目は畑、地積は1,216㎡であります。農地区分は第二種農地その他農地となっており、転用目的は植林であります。申請地の所在地は平出水小学校の北側に隣接しており、南側は宅地、東側は畑、北側は山林、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま。転用目的は植林となっておりますが、現況すでに杉林となっております。添付書類として、申請書、添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、始末書が提出されており、調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。ここで委員質疑を伺います。なにかございませんでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手、整理番号2番は決定いたしました。

議長 番号3番、3番農業委員お願いいたします。

3番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番について、去る4月23日、申請人のIHさん、推進委員14番・15番の委員さん、私3名で共同調査をいたしましたので、私3番が報告いたします。

申請人 IHさんは、伊佐市菱刈南浦に居住されて、年齢は85歳です。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1362番1、地目は田、地積は569㎡です。現地はきれいに耕うんされておりました。農地区分は第二種農地その他農地となっております。転用目的は植林をする予定ということでありました。申請地は南栄小学校の西方向に約2kmいったところにあります。南側は河川、東側は山林、北側も山林、西側は農道であります。周囲に与える影響は少ないと思われまます。添付書類としましては、土地の全部事項証明ほか申請に必要な書類が添付してございます。調査の結果、本件については3名の調査員の意見におきまして、適切であると判断しております。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 報告が終わりました。委員のご意見質問はありませんでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ここで農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手、整理番号3番は処分決定いたしました。

申請件数3件が処分決定いたしました。

#### ————— 議案第4号 —————

議長 21ページをお開き下さい。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号1番について2番農業委員お願いします。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る4月23日、申請人の代理

人である TR行政書士立会いのもと、12番委員、3番推進委員、私2番委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町の、K株式会社 代表取締役 KTさんで、一般法人であります。

譲渡人は、伊佐市 大口篠原にお住いの UH さんで年齢は87歳であります。

申請地の所在地は伊佐市大口篠原字鳳川 1639 番、地目は田、地積は 1,200 m<sup>2</sup>であります。本申請は地上権設定で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。申請地の所在地は篠原公民館から東へ約250mに位置しており、南側は山林、東側も山林、北側は山林、西側谷あり、周囲に与える影響はないと思われま

す。  
太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数 214 枚、パネル設置容量は 49.5 k wを予定しております。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員のみなさんのご意見質問はありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですのでお諮りいたします。

番号1番に賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手、番号1番は決定いたしました。

事務局長 整理番号2番、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定ならび許可についてのうち、整理番号2番につきまして、去る4月23日、申請人の代理人 TR行政書士立会いのもと、2番委員、3番推進委員、私12番委員の3名で共同調査をしましたので、私12番委員が報告いたします。

借り人は、京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町の、K株式会社 代表取締役 KTさんであります。

貸人は、伊佐市大口篠原にお住いの UH さんであります。本申請地は地上権設定で農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電です。申請地は、伊佐市大口篠原字鳳川 1640 番、地目は田、

地積は1,074 m<sup>2</sup>であり、の所在地は篠原公民館から東へ約250mに位置しており、南側は山林、東側は田、北側は山林、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、抵当連携承諾中止書、設備撤去に対する同意書が提出されております。

調査の結果、この申請については3人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。ここでご意見質問はありませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)  
なしということですので、ここでお諮りいたします。  
番号2番について賛成する農業委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)  
全員挙手、整理番号2番は処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 24ページをお開き下さい。  
議案第5号「非農地証明願」について、整理番号1番、8番農業委員お願ひします。

8番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして、去る4月23日、立会人KKさん立会いのもと、4番推進委員、私8番の3名で共同調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人は菱刈川北に居住するNSさんです。申請地は伊佐市菱刈川北字久保山1858番、地目は畑、地積が2,309 m<sup>2</sup>、合計2,309 m<sup>2</sup>になっております。申請地の所在地は基準となるもの、菱刈庁舎から南東へ3km、南側は山林、それから東側は山林、北側は山林、西側は山林であります。非農地となった時期及び理由としましては、平成17年ごろから農地としての耕作を断念しました。20年以上前から植林をしており、農地性が失われているとのことです。調査の結果、既に農地性を喪失し、非農地・作付け不能であることから、農地への復旧は困難であると3名の調査員が判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明、位置図、字図、自治会長の証明、関係書類等が添付されております。委員の皆様のご審議方お願いいたします。私の報告を終わります。

議 長	<p>整理番号1番の報告が終わりました。ここで質疑を設けます。なにかございませんでしょうか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> <p>なしということですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>番号1番について賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手、番号1番は決定いたします。</p>
議 長 5 番 農 業 委 員	<p>整理番号2番、5番農業委員お願いします。</p> <p>議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして、去る4月23日、立会人NYさん、7番推進委員、13番推進委員、私5番の3名で共同調査を行いましたので、5番委員が報告いたします。</p> <p>申請人は大阪府四條畷市薮屋新町に居住する I J さんです。申請地は伊佐市大口大島字池ノ頭882番9ほか4筆で、地目は畑、地積は675㎡です。申請地の所在地は羽月小学校から北側に1kmに位置しており、南側は畑、東側は雑種地、北側は池、西側は住宅であります。非農地となった時期及び理由としましては、20年以上前に通路として整備したとのことです。調査の結果、既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると3名の調査員が判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図等が添付されております。委員の皆様の審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>番号2番の報告が終わりました。ここで質疑を設けます。何かございませんでしょうか。</p> <p>9番農業委員</p>
9 番 農 業 委 員	<p>20年以上前に通路として整備したとのことですが、通路としては面積が広いのではないかと思うのですが、何の通路なのか教えてもらいたい。</p>
5 番 農 業 委 員	<p>アスファルトで固めた通路です。</p> <p>(「質疑なし」という声)</p>
議 長	<p>なしということですので、お諮りいたします。</p> <p>番号2番について賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手、番号2番は決定いたしました。</p>

議 長 9 番 農 業 委 員	<p>整理番号3番、9番農業委員お願いします。</p> <p>議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番について、去る4月23日、申請人 MYさんの息子さん立ち合いのもと、9番委員と推進委員9・10番の3名で共同調査を行いましたので、9番委員が報告いたします。</p> <p>申請人は伊佐市菱刈荒田に居住する MYさんです。申請地は菱刈荒田字比良3361番2で、地目は田、地積は210㎡であります。申請地の所在地は本城小学校より北西に約1.2kmくらいに位置しており、南側は庭木・花木・山林、東側は原野、北側は宅地、西側は山林であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成7年ごろ夫が住宅を建てて現在まで居住しているとのことです。調査の結果、既に住宅建設後30年以上経過しており、周りの花木などに庭木等も大きくなり、農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図等が添付されております。委員の皆様の審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>番号3番の報告が終わりました。ここで質疑を設けます。なにかございませんでしょうか。</p> <p>（「質疑なし」という声）</p> <p>なしということですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>番号3番について賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員挙手、番号3番は決定いたしました。</p>
議 長 7 番 農 業 委 員	<p>整理番号4番、7番農業委員お願いします。</p> <p>議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして、去る4月23日、申請人 SKさんのお兄さん立ち合いのもと、1番推進委員と6番推進委員と私7番委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人は熊本市北区龍田に居住する SKさんです。申請地は伊佐市大口大島字馬場崎1254番1、地目は田、地積は741㎡であります。申請地の所在地はスーパーセンターニシムタから南西へ約300mに位置しており、南側、東側、北側、西側ともに道路であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成5年以前から駐車場として使用しており、今後も耕作する予定はないとのことです。調査の結果、既に農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図・字図等が添付されてお</p>

ります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 番号4番の報告が終わりました。ここで質疑を設けます。なにかございませんでしょうか。

(「質疑なし」という声)

なしということですので、ここでお諮りいたします。

番号4番について賛成するもの挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手、番号4番は決定いたしました。

議長 整理番号5番、11番農業委員お願いします。

11番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号5番、去る4月23日、申請人 HAさんの代理のARさん立ち合いのもと、11番委員、8番委員、4番委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番委員が報告いたします。

申請人は愛知県東海市明和町在住のHA氏、申請地は伊佐市菱刈重留字柳ケ丸974番7、地目は田で1,342㎡です。調査内容としましては、周囲の状況東側は雑種地、西側は田、南側は大菱、北側は田となっております。非農地となった時期としては、平成15年4月に店舗等として転用許可を受けたほか、閉店したため今は更地となっております。建物は解体し整備されており、調査の結果、既に農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査員ともに判断いたしました。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図・自治会長の証明等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。ここで質疑を設けます。なにかございませんでしょうか。

1番農業委員

1番農業委員 1番です。平成15年4月に貸店舗として転用許可を受けたが閉店したとのことですが、図を見ると、転用を受けたのはどこですか。駐車場になっている。それと多分想像するに、貸店舗は今斜線の入っている田のところにあったと思うのですが、田の上に貸店舗が立っていたのですか。

7番農業委員 ここが2筆・3筆になっておりまして、Hさんが所有しているところだけが田の地目のままで。

事務局 私の方から補足で説明をさせていただきます。みなさんご存じかと思いますが、DKが建っておりました。平成15年の頃に所有権移転でなくて、貸店舗として転用許可がでていましたが、閉店後地目の変更を29ページを見ていただくとわかるように、974番7の部分だけを地目の変更してなくて、隣の974番6はすでに宅地として地目変更されている。今回この持ち主であるHさんが974番7について、現状アスファルトで固められている土地でありますので、農地性を喪失しているということで、非農地証明願いが今回提出されたこととあります。実際にDKが建っていたのは974番7だけではなくて、周囲の部分も含めて立っていた。

1番農業委員 転用地と書いてある部分は駐車場。問題は田のところがそのままDKの店舗だったのですね。

事務局 そこを転用許可をうけています。

1番農業委員 DKがずっと田の上にたっていたということですね。

事務局 今のところにつきましては、当時元々が農地のところで行ったので、平成15年ごろに転用許可申請を許可を取ったうえで、DKさんが店舗を建てられたということとあります。その後、農地につきましては、今回の申請地につきましては、貸借契約について農地の部分が転用許可ということで、本来は建物が建っている時点で貸借であっても、本人が申請すれば地目変更ができたと思いますが、地目変更まで手続きを行ってなかった関係で、地目が田でそのまま残ってしまっているということとあります。そのうえで、ここの土地を建物が建っていた土地ということで、今から現況復旧することが難しいということで、今回非農地証明をして、農地以外の地目に変更するとのことで、申請をされたところでございます。

1番農業委員 重留の中心部ということで、この土地は非常にきれいな土地ですよ、今後のことも考えまして、説明いただきました。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声)

なしということですので、ここでお諮りいたします。

番号5番について賛成するもの農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手、番号5番は決定いたしました。

非農地証明願5件について、全て決定しました。

その他、事務局お願いします。

事務局

総会資料の最終ページをご覧ください。4月の月例報告を致します。1日（火）第1回農業委員会総会を大口庁舎議員控室で開催しました。

10日（木）4月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され、事務局が出席しております。14日（月）農業委員会顕彰会を菱刈庁舎大会議室で開催しました。23日（水）現地調査を一斉に行いました。本日28日（月）第2回農業委員会総会です。

続きまして、5月の行事予定ですが、9日（金）5月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定。23日（木）が現地調査予定。27日（火）が第3回農業委員会総会予定です。28日（水）から29日（木）が全国農業委員会会長大会が東京都で開催されますので、会長・事務局長が出席予定です。月例報告は以上です。

議長

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」という声、あり。）

事務局長

以上で、令和7年度第2回農業委員会総会を終了します。  
姿勢を正してください。  
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前11時00分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会長

伊佐市農業委員 ..... 4 番

伊佐市農業委員 ..... 5 番